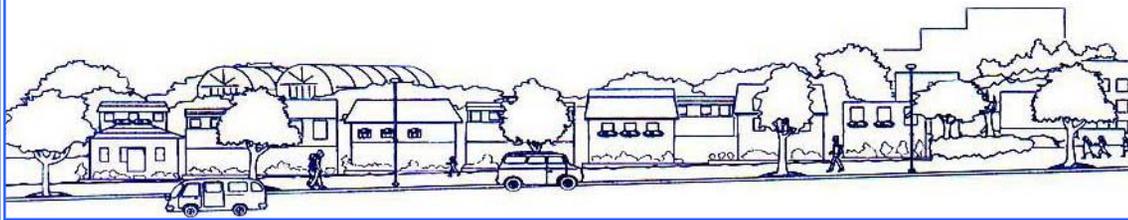


北小岩一丁目東部地区



No.97



2011/11/25
江戸川区土木部
沿川まちづくり課

連絡先：推進第一係

TEL5668-5877

委嘱式及び第1回土地区画整理審議会を開催しました

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

平成23年11月18日（金）に江戸川区役所本庁舎で土地区画整理審議会委員の委嘱式及び第1回土地区画整理審議会を開催しました。



（委嘱式の様子）

委嘱式及び第1回土地区画整理審議会 開催概要

○日時：平成23年11月18日（金）

○場所：江戸川区役所本庁舎

○内容：（1）委嘱式

（2）第1回土地区画整理審議会

①審議会の役割について

②今後のスケジュール

③審議会議事運営規則等について

委嘱式では多田正見区長より、土地区画整理審議会委員の方々へ委嘱状の交付が行われました。

第1回土地区画整理審議会では、審議会の役割、今後のスケジュール、審議会議事運営規則等についての話し合いが行われ、議事運営規則、細則及び傍聴内規が決定しました。決定した議事運営規則等については、次のまちづくりニュースで皆さまにお知らせいたします。

また、会議を議事運営してもらうための会長並びに会長職務代理が、委員の方々の互選※により決定し、会長に学識経験者の座間充委員、会長職務代理に柴田明委員が選出されました。

今年度の審議会のスケジュール及び内容は、以下のとおり実施していく予定です。

※互選：関係者の中からある役に就く人を互いに選挙して選び出すこと。

平成23年度 今後のスケジュール（予定）

	開催日	会場	議事内容
第1回	平成23年11月18日（金） 午後1時30分より	区役所本庁舎 502会議室	1 審議会の役割について 2 今後のスケジュール
第2回	平成23年12月16日（金） 午後7時より	北小岩一丁目東部地区 まちづくり事務所	3 審議会議事運営規則等について 4 土地評価員の選任について
第3回	平成24年1月中旬	北小岩一丁目東部地区 まちづくり事務所	5 換地設計の基準・指針について 6 特別な宅地に関する措置について （私道の取り扱いについて等）
第4回	平成24年2月中旬	北小岩一丁目東部地区 まちづくり事務所	7 土地評価基準について
第5回	平成24年3月中旬	北小岩一丁目東部地区 まちづくり事務所	8 換地設計（案）について 等

当選の効力に関する異議の申出について

平成23年10月16日（日）に実施しました当地区の土地区画整理審議会委員選挙の当選の効力について、11月4日（金）に選挙人である5名の方から異議の申出がありました。その審査の結果について、皆さまにご報告いたします。

また、土地区画整理法施行令第40条第2項の規定により、平成23年11月18日（金）に公告を行いました。提出された異議の申出の要旨及び決定の理由については、以下のとおりです。

以下の決定の理由により異議申出を棄却しました。

1. 異議の申出の要旨

平成23年10月16日（日）に実施しました当地区の土地区画整理審議会委員選挙において、当選人となった方の当選の効力について異議の申出がありました。異議の申出の理由は以下の2点についてです。

- (1) 当選人の宅地取得の経緯に不透明な点や疑義があるため、宅地所有者としての資格に異議があること。
- (2) 同一世帯から2名の方が審議会の委員になることは、少しでも多くの世帯から意見を反映させる点から公平を欠くものであり、どちらか1名にするべきであること。

2. 決定の理由

(1) 申出の要件

江戸川区では、今回の申出が適法な手続きによるものと認め、これを受理しました。

(2) 判断

土地区画整理法では、審議会の委員は、施行地区内の宅地所有者及び借地権者から各別に選挙するとしています。また、施行地区内の宅地所有者又は借地権者は、審議会の委員の選挙について、各1個の選挙権及び被選挙権を持ちます。

今回の場合、申出人は、当選人の宅地所有者としての資格について異議がある旨の主張をしています。そこで、当選人が当施行地区内の宅地所有者かどうかについて判断を行いました。

江戸川区が申出の審査に必要な事実として調査したところ、当選人は、当施行地区内の宅地所有者であり、被選挙権を有することと認められました。

また、同一世帯から2名の方が当選人となっていることについて、当選人となった2名の方は、当施行地区内の宅地所有者であり、各1個の被選挙権を有します。

以上のことから、申出人の主張はいずれも失当※であり、当選人の当選の効力を無効にする理由はないことから、今回の申出を棄却することになりました。

※失当：道理に合わないこと。不当。

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL 5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

